

浜松市と浜松信用金庫との地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と浜松信用金庫（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の双方の相互協力及び連携のもと、双方の資源を有効に活用した協働により、地方創生を実現し、持続的な地域の発展に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- (1) 地域の産業振興、中小企業の支援に関すること
- (2) 就業雇用支援の促進に関すること
- (3) 地域づくり、地域の活性化に関すること
- (4) 子育て支援、学校の教育活動支援に関すること
- (5) その他、持続的な地域の発展のため、双方が有益にして必要と認めること

（連携窓口）

第3条 甲及び乙は、本協定に関する窓口を相互に設置し、具体的な事業内容の協議・調整を進める。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月11日

（甲）浜松市

市長 鈴木 亮友

（乙）浜松信用金庫

理事長 御室 健一郎